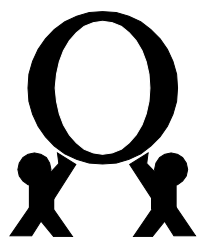


ゼロ災運動推進宣言事業場 登録の手引き



中央労働災害防止協会
教育ゼロ災推進部

令和2年4月

目 次

第 1 章	ゼロ災運動推進宣言事業場登録制度について	
1	ゼロ災運動とは	1
2	ゼロ災運動推進宣言事業場登録制度の目的と概要	1
第 2 章	登録の対象等について	
1	登録の対象と要件	2
2	登録の単位	2
第 3 章	登録の申請について	
1	チェックリストによる確認と申請	2
2	提出書類	3
3	提出先	3
4	登録	3
5	登録手数料等	3
6	登録年月日	4
7	登録証の交付	4
8	ゼロ災運動推進宣言事業場用旗・ゼロ災運動推進宣言事業場表示板	4
9	情報の管理	5
第 4 章	登録の有効期間及び更新について	
1	登録の有効期間	6
2	登録の更新	6
第 5 章	その他の届出等について	
1	登録事項の変更	6
2	登録の取下げ	6
3	登録の取消し	7
4	登録証の再交付	7
5	登録事業場の調査	8
6	提出書類等一覧表	8
第 6 章	関係規程・様式	9
	ゼロ災害全員参加運動推進事業に関する規程（一部抜粋。提出書類様式を含む。）	
	ゼロ災運動推進宣言事業場登録申請チェックリスト	
第 7 章	ゼロ災運動推進宣言事業場登録申請チェックリストの解説	23
附録		
	J I Sコード都道府県番号	

第1章 ゼロ災運動推進宣言事業場登録制度について

1 ゼロ災運動とは

ゼロ災運動とは、中央労働災害防止協会(以下「中災防」という。)が提唱するゼロ災害全員参加運動の略称で、「一人ひとりカケガエノナイひと」という人間尊重の基本理念に基づいて、働く人の立場に立って人間一人ひとりを大事にし、厳しく一切の労働災害を許さず、ゼロ災害・ゼロ疾病を究極の目標に、職場の危険や問題点を全員参加で解決し、安全と健康を先取りすることによって、明るくいきいきとした職場風土づくりを目指す運動です。

2 ゼロ災運動推進宣言事業場登録制度の目的と概要

(目 的)

昨今の大規模製造業事業場における重大な災害の頻発、経営上の各種の不祥事などを背景に、企業は社会から安全に対する取組みを始め経営全般の透明性の確保を第一とする風土づくりをすることが求められています。

また、これらに対する取組みについては「企業の社会的責任(CSR)」の一環として、積極的に社会に発信することが時代の趨勢となりつつあります。

このような状況の中で、「ゼロ災害を究極の目標に明るくいきいきとした職場風土づくり」を目指して中災防が提唱するゼロ災害全員参加運動(以下「ゼロ災運動」という。)に取り組んでいる企業又は事業場(以下「事業場」という。)の届出を受け、ゼロ災運動推進宣言事業場として登録し、名称等を公表する制度を創設して、企業の社会活動を支援するとともに、併せてゼロ災運動の周知を図りその一層の普及に資することを目的とします。

(概 要)

ゼロ災運動に取り組み、ゼロ災運動推進宣言事業場として中災防に届出のあった事業場を、ゼロ災運動推進宣言事業場名簿(以下「名簿」という。)に登録し、代表ホームページ等で公表します。登録の有効期間は3年とし、届出により更新をすることができるものとします。

(登録先)

中央労働災害防止協会(中災防)

事務取扱業務は、中災防教育ゼロ災推進部が行います。

第2章 登録の対象等について

1 登録の対象と要件

登録の対象は、中災防の提唱するゼロ災運動に取り組み、ゼロ災運動の原点である人間尊重の理念に基づき、基本理念3原則(ゼロの原則、先取りの原則、参加の原則)、推進3本柱(トップの経営姿勢、ライン化の徹底、職場自主活動の活発化)に沿ってゼロ災運動を推進している事業場のうち、中災防に届出のあったものとします。登録の要件は次の各号のとおりとしますが、この要件を満たしているかどうかを確認するために、ゼロ災運動推進宣言事業場登録申請チェックリスト(以下「チェックリスト」という。)を別に定めています。

- (1) 事業場等の代表者は、人間尊重の理念に基づきゼロ災害・ゼロ疾病を目指し、全員参加で安全と健康を先取りする職場風土づくりを目指していることを表明していること。
- (2) ゼロ災運動を推進する組織が定められていること。
- (3) 各ラインの管理者は、率先して自らゼロ災運動に取り組んでいること。
- (4) 安全衛生計画が作成され、職場自主活動として危険予知活動や指差し呼称を活用した安全衛生活動を行っていること。

2 登録の単位

名簿への登録の単位は、原則として企業又は事業場です。

第3章 登録の申請について

1 チェックリストによる確認と申請

登録を希望する事業場は、登録の要件を満たしているかどうか、欠格事項に該当しないかどうかをチェックリストの設問に回答することにより確認してください。すべての設問に「はい」と答えることができれば要件を満たし、欠格事項にも該当しませんので、ゼロ災運動推進宣言事業場登録申請書(様式第13号)に確認したチェックリストを添えて提出先に提出してください。チェックリストとその解説については第6章及び第7章を参照してください。なお、欠格事項は次のとおりですが、いずれかに該当する事業場は登録をすることができません。詳細については中災防教育ゼロ災推進部までお問い合わせください。

(欠格事項)

ゼロ災運動推進宣言事業場登録申請書又は同登録更新申請書(関連資料含む。)に虚偽の記載のあることが明らかになった又はゼロ災運動推進宣言事業場としてゼロ災運動の信用を失わせる行為をしたため登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの。

対象事業場の法人又は役員が、対象事業場の事業に関し、労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの。

2 提出書類(2点)

- (1) ゼロ災運動推進宣言事業場登録申請書(様式第13号)
(代表者氏名の記載は代表者本人による自署が必要です。)
- (2) 実施したゼロ災運動推進宣言事業場登録申請チェックリスト

3 提出先

中災防教育ゼロ災推進部若しくは各地区安全衛生サービスセンター又は都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)、地区労働基準協会(支部)を提出先とします。なお、一部の協会(連合会)、支部等では行っておりません。

ご相談等につきましては、中災防教育ゼロ災推進部又は各地区安全衛生サービスセンターまでお願いします。連絡先は裏表紙に掲載しています。

4 登録

提出書類の記載事項に漏れがなく、チェックリストの全設問に「はい」と回答されていれば、登録します。なお、記載事項に不備があるか、又はチェックリストの全設問に「はい」と回答されていない場合は登録できませんので、その旨を明記し提出書類を返送します。

5 登録手数料等

中災防は、登録後に登録手数料を請求します。その他、登録証の書き換え等により登録証の再交付を行う場合には別途手数料が必要です。

- (1) 登録手数料及び登録更新手数料 10,000円(消費税抜き)
- (2) 登録証再交付手数料 1,000円(消費税抜き)

6 登録年月日

登録年月日は、(毎月1日、11日、21日(必要に応じて31日))とし、中災防が申請書の提出を受けた日以降の直近の登録日とします。

(例)



7 登録証の交付

登録手数料の入金を確認後、登録証(様式第14号)を送付します。登録証記載事項は次のとおりです。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 有効期限
- (4) 事業場の名称

登録番号	〇〇—〇〇—〇〇
登録年月日(元号)	年 月 日
(更新年月日(元号))	年 月 日
有効期限(元号)	年 月 日
中央労働災害防止協会	
会長	〇〇〇〇
貴事業場をゼロ災運動推進宣言事業場名簿に登録したことを証します	
(見本)	登録証
	〇〇〇〇株式会社 殿

登録番号は次により付与します。

登録日の西暦年度の下二桁(2010 の場合 10) — JISコード都道府県番号(附録参照) — 都道府県別による連続番号

更新の場合は、登録番号は継続されます。

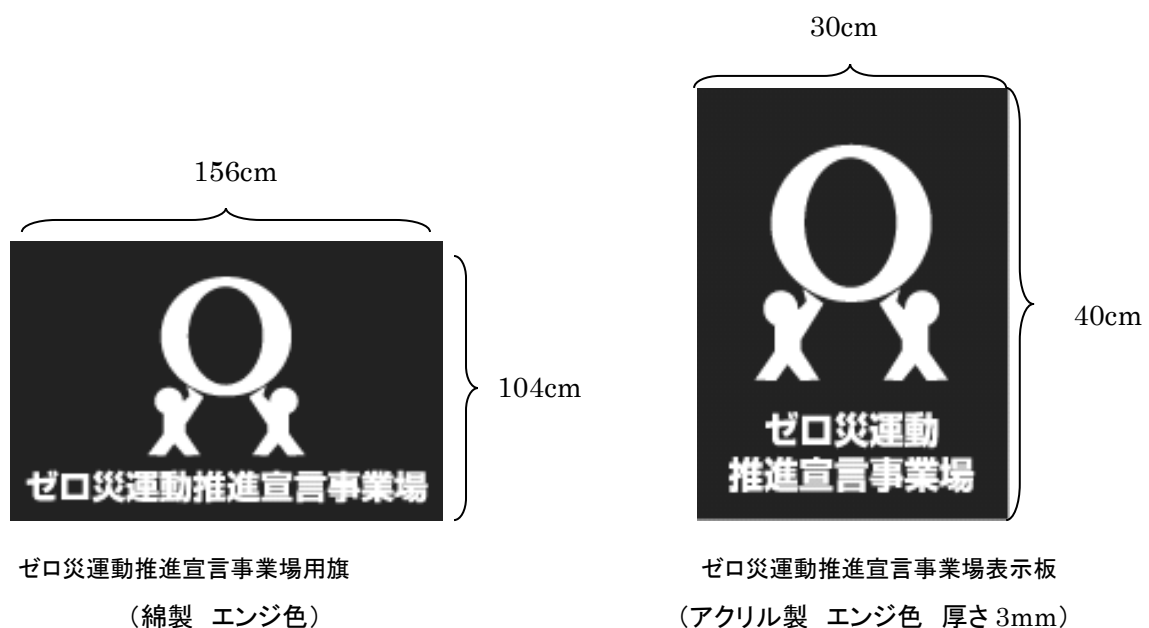
8 ゼロ災運動推進宣言事業場用旗・ゼロ災運動推進宣言事業場表示板

登録した事業場には、ゼロ災運動推進宣言事業場用旗、ゼロ災運動推進宣言事業場表示板を各1点送付します。

なお、送付枚数以外にも旗、表示板が必要な場合には、中央労働災害防止協会教育ゼロ災推進部で追加購入をすることができます。

ゼロ災運動推進宣言事業場用旗 2, 600円(消費税抜き)

ゼロ災運動推進宣言事業場表示板 2, 900円(消費税抜き)



(追加購入申込み先)

中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 TEL 03-3452-6257

9 情報の管理

登録期間中にはゼロ災運動の最新情報等のご案内を随時送付いたしますが、各申請書等記載の個人情報、事業場に係る情報については、中災防のプライバシーポリシー (https://www.jisha.or.jp/about/privacy_policy.html) 及び情報セキュリティポリシー (<https://www.jisha.or.jp/about/isms/index.html>) に基づき、個人情報の保護・管理規程及び情報セキュリティ管理規程により厳正に取り扱います。

第4章 登録の有効期間及び更新について

1 登録の有効期間

登録の有効期間は3年間です。

2 登録の更新

登録の更新を希望する場合には、有効期間が満了する日の3ヶ月前から1ヶ月前までの間に、ゼロ災運動推進宣言事業場登録更新申請書(様式第16号)を提出してください。なお、登録更新時にも登録の要件を満たし欠格事項に該当しないことを改めて確認したチェックリストを更新申請書に添えて、旧登録証とともに提出してください。提出先、登録更新手数料については登録時と同様です。

<更新時提出書類(3点)>

- (1) ゼロ災運動推進宣言事業場登録更新申請書(様式第16号)
- (2) 実施したゼロ災運動推進宣言事業場登録申請チェックリスト
- (3) 旧登録証

第5章 その他の届出等について

1 登録事項の変更

登録証に記載した事業場の名称又は所在地に変更が生じた場合には、速やかにゼロ災運動推進宣言事業場登録事項変更届出書(様式第17号)に登録証を添えて中災防教育ゼロ災推進部まで提出してください。変更の生じた登録事項を書き替え、新たな登録証を作成し、再交付手数料請求書を添えて送付します。

なお、届出書に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかに中災防教育ゼロ災推進部までご連絡ください。

<登録事項の変更時提出書類(1点)>

ゼロ災運動推進宣言事業場登録事項変更届出書(様式第17号)

2 登録の取下げ

ゼロ災運動推進宣言事業場は、次の各号のいずれかに該当するに至ったとき、又はそれ以外の理由により登録の抹消を希望する場合には、ゼロ災運動推進宣言事業場廃止等届出書(様式第18号)に登録証を添えて速やかに中災防

教育ゼロ災推進部まで提出してください。

- (1) 事業を廃止したとき
- (2) 登録の要件を満たさなくなったとき(p. 2「1 登録の対象と要件」参照)
- (3) 当該事業場等に係る事業者が、当該事業場等の事業に関し安衛法又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるもの
- (4) 当該事業場等に係る法人の役員のうち前号に規定する者があるもの

＜登録の取下げ時提出書類(2点)＞

- ①ゼロ災運動推進宣言事業場廃止等届出書(様式第18号)
- ②登録証

3 登録の取消し

中災防は、ゼロ災運動推進宣言事業場が次のいずれかに該当するときは、当該事業場を登録から取消し、ゼロ災運動推進宣言事業場取消通知書(様式第19号)により、当該事業場にその旨を通知します(通知が困難なときを除く)。通知を受けた事業場は登録証を速やかに返納してください。

- (1) 登録申請書(関連資料を含む。)又は登録更新申請書に虚偽の記載のあることが判明したとき
- (2) 宣言事業場がゼロ災運動の信用を失わせる行為をしたとき

4 登録証の再交付

登録証の滅失、損傷により再交付が必要な場合には、ゼロ災運動推進宣言事業場登録証再交付申請書(様式第20号)に登録証を添えて、中災防教育ゼロ災推進部まで再交付の申請をしてください。登録証を作成し、再交付手数料請求書を添えてお送りします。

＜再交付申請時提出書類(2点)＞

- ①ゼロ災運動推進宣言事業場登録証再交付申請書(様式第20号)
- ②登録証(滅失した場合を除く。)

5 登録事業場の調査

中災防は、3の(1)～(2)のいずれかに関し必要があると認めるときは、当該事業場を調査することがあります。

6 提出書類等一覧表

事項	提出書類	提出先	手数料	支払方法	交付・返納
登録	様式第13号 チェックリスト	中災防教育ゼロ災推進部 中災防各地区安全衛生サー ビスセンター 都道府県労働基準(労務安全 衛生)協会(連合会)、地区労 働基準協会(支部)	10,000 円 (消費税抜き)	銀行振込み等 〔請求書〕	交付 登録証・旗・表示板
更新	様式第16号 チェックリスト (P21～22)	中災防教育ゼロ災推進部 中災防各地区安全衛生サー ビスセンター 都道府県労働基準(労務安全 衛生)協会(連合会)、地区労 働基準協会(支部)	10,000 円 (消費税抜き)	銀行振込み等 〔請求書〕	返納 旧登録証 交付 新登録証・旗・表示板
変更	様式第17号	中災防教育ゼロ災推進部	1,000 円 (消費税抜き)		返納 旧登録証 交付 新登録証
取下げ	様式第18号	中災防教育ゼロ災推進部			返納 旧登録証(滅失除く)
再交付	様式第20号	中災防教育ゼロ災推進部	1,000 円 (消費税抜き)	銀行振込み等 〔請求書〕	返納 登録証(滅失除く) 交付 新登録証
取消し	〔様式第19号によ る通知〕				返納 登録証

注：〔 〕内は中災防が発行する書類です。

提出書類は、P13～P22の様式をコピーしてご利用ください。

表中の手数料に消費税を加算した額を請求させていただきます。

第6章 関係規程・様式

規 程 第 3 1 号

平成21年12月1日

ゼロ災害全員参加運動推進事業に関する規程（一部抜粋）

第4章 ゼロ災運動推進宣言事業場の登録

（ゼロ災運動推進宣言事業場の登録）

第23条 中災防は、ゼロ災運動の原点である人間尊重の理念に基づき、ゼロ災運動を推進している企業又は事業場（以下「事業場等」という。）であって一定の要件を満たすものを、その申請により、ゼロ災運動推進宣言事業場名簿（以下この章において「名簿」という。）に登録するものとする。

2 名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日及び登録更新年月日（第29条の規定により登録が更新された場合に限る。）
- (3) 登録の有効期間（第28条の期間をいう。以下この章において同じ。）の満了日
- (4) 事業場等の名称及び所在地

3 第1項の規定による登録（以下本章において「登録」という。）を受けた事業場等は、ゼロ災運動推進宣言事業場（以下「宣言事業場」という。）と称する。

（登録の要件）

第24条 登録を受けることができる事業場等は、次の各号のいずれにも該当する事業場等とする。

- (1) 事業場等の代表者が、人間尊重の理念に基づきゼロ災害・ゼロ疾病を実現するため、全員参加で安全と健康を先取りする職場風土づくりを目指す旨を表明していること。
- (2) ゼロ災運動を推進する組織が定められていること。
- (3) 各ラインの管理者が、率先して自らゼロ災運動に取り組んでいること。
- (4) 安全衛生計画が作成され、職場自主活動として危険予知活動や指差し呼称を活用した安全衛生活動を行っていること。

（欠格事項）

第25条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業場等は登録を受けることができない。

- (1) 当該事業場等に係る事業者が、当該事業場等の事業に関し安衛法又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるもの
- (2) 当該事業場等に係る法人の役員のうちに前号に規定する者があるもの

- (3) 第32条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

(登録の申請)

第26条 登録を受けようとする事業場等は、ゼロ災運動推進宣言事業場登録申請書（様式第13号。以下「登録申請書」という。）に細則に定める関係書類を添えて、中災防に申請するものとする。

(登録の手続き)

第27条 中災防は、前条の規定による申請をした事業場等（以下この条において「申請事業場等」という。）が第24条の要件を満たし、かつ、第25条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、当該事業場に係る第23条第1項の規定による登録をするための手続きをとるものとする。ただし、登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があると認めるとき又は必要な事項が記載されていないときは、この限りではない。

- 2 中災防は、登録をしたときは、当該登録に係る事業場等に登録証（様式第14号）を交付するものとする。
- 3 中災防は、申請事業場等に係る登録がなされなかったときは、宣言事業場登録要件審査結果通知書（様式第15号）により、その旨を当該申請事業場等に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた申請事業場等が、当該通知の発出日から6月以内に第24条各号の要件のすべてを満たし、かつ、第25条各号のいずれにも該当しないこととなった場合において改めて登録を受けようとするときは、当該通知を発出した日以後新たに満たした要件等について中災防に対し書面により通知することをもって第26条の申請に代えることができる。

(登録の有効期間)

第28条 登録の有効期間は、登録の日（登録が更新された場合にあっては、更新前の登録の有効期間の満了日の翌日）から起算して3年とする。

(登録の更新)

第29条 登録の更新を受けようとする宣言事業場は、ゼロ災運動推進宣言事業場登録更新申請書（様式第16号。以下「登録更新申請書」という。）に細則に定める関係書類を添えて、登録の有効期間の満了日の3か月前から1か月前までの間に、中災防に申請しなければならない。

- 2 第27条の規定は、登録の更新について準用する。

(登録事項の変更届)

第30条 宣言事業場は、第23条第2項第4号に掲げる事項に変更があったときは、ゼロ災運動推進宣言事業場登録事項変更届出書（様式第17号）に登録証を添えて、その旨を中災防に届け出るものとする。

- 2 中災防は、前項の届出があった場合には、遅滞なく、当該届出に係る名簿の記載事項を変更するとともに、当該宣言事業場に登録証を改めて交付するものとする。

（事業の廃止等の届出）

第31条 宣言事業場は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、ゼロ災運動推進宣言事業場廃止等届出書（様式第18号）に登録証を添えて、遅滞なく、中災防にその旨を届け出なければならない。

- (1) 事業を廃止したとき。
 - (2) 第24条に定める要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 第25条第1号又は第2号のいずれかに該当することとなったとき。
- 2 宣言事業場は、登録の抹消を希望するときは、ゼロ災運動推進宣言事業場廃止等届出書（様式第18号）によりその旨を届け出るものとする。

（登録の取消し）

第32条 中災防は、前条に規定する届出を受けた場合のほか、宣言事業場が次の各号のいずれかに該当するときは、当該宣言事業場に係る登録を取り消すものとする。

- (1) 登録申請書（関連資料を含む。）又は登録更新申請書に虚偽の記載のあることが判明したとき。
 - (2) 宣言事業場がゼロ災運動の信用を失わせる行為をしたとき。
- 2 ゼロ災推進部長は、前項の規定によりゼロ災運動推進宣言事業場の登録が取り消されたときは、遅滞なく、ゼロ災運動推進宣言事業場取消通知書（様式第19号）により、当該登録が取り消された事業場等にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた事業場等は、登録証を速やかに中災防に返納しなければならない。

（調査）

第33条 中災防は、宣言事業場が前条第1項各号に該当するか否かを判断するために必要があると認めるときは、当該宣言事業場の関係者から意見を徴し、又は資料の提出を求める等必要な調査を行うことができる。

（公表）

第34条 中災防は、名簿に記載した事項を中災防代表Webページで公表するものとする。

（登録証の再交付）

第35条 宣言事業場は登録証を滅失し、又は損傷したときは、ゼロ災運動推進宣言事業場登録証再交付申請書（様式第20号）により、登録証の再交付を申請することができる。

（登録手数料等）

第36条 中災防は、次の各号の事務を行ったときは、当該各号に定める額に消費税を加えた額を手数料として徴収するものとする。

- (1) 登録 登録手数料 10,000円（消費税抜き）
- (2) 登録の更新 更新手数料 10,000円（消費税抜き）
- (3) 前条の規定による登録証の再交付 再交付手数料 1,000円（消費税抜き）

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（廃止）

第2条 中央労働災害防止協会公認ゼロ災害全員参加運動危険予知訓練インストラクター・交通危険予知訓練インストラクター登録規程（平成18年規程第27号）及びゼロ災害運動推進宣言事業場登録制度に関する規程（平成17年規程第412号）（次条において「旧規程」と総称する。）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 この規程の施行前に旧規程の規定に基づき使用していた様式のうち、この規程及び細則に定める様式に相当するものについては、この規程の施行後も、当分の間、必要な改定をした上、なおこれを使用することができるものとする。

2 この規程の施行の際現に旧規程の規定に基づきKYTインストラクター名簿又は交通KYTインストラクター名簿への登録を受けている者は、この規程の施行の日を含むその者の登録有効期間が満了するまでの間、この規程の規定に基づきこれらの名簿に相当する名簿への登録を受けた者とみなす。これらの者に係る第12条第2項の適用については、「登録の更新を受けることができない」とあるのは「原則として登録の更新を受けることができない」とする。

3 この規程の施行の際現に旧規程に基づきゼロ災害運動推進宣言事業場名簿への登録を受けている事業場等は、この規程の施行の日を含むその事業場等に係る登録の有効期間が満了するまでの間、この規程に基づき登録を受けた事業場等とみなす。

附 則（平成22年規程第2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第18号）

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第10号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第12号）

この規程は、令和元年9月10日から施行する。

様式第13号

ゼロ災運動推進宣言事業場登録申請書

年 月 日

中央労働災害防止協会 会長 殿

貴協会のゼロ災運動推進宣言事業場名簿への登録を申請しますので、手続方お願いします。

事業場等の名称		
事業場等の所在地		〒
代表者	役職	
(事業場又は 企業の代表者)	氏名 (署名)	印

連絡担当者	役職	
	氏名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	メール アドレス	

登録証

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 殿

貴事業場をゼロ災運動推進
宣言事業場名簿に登録した
ことを証します

登録番号

登録年月日 (元号) 年 月 日

(更新年月日 (元号) 年 月 日)

有効期限 (元号) 年 月 日

(協会印)

中央労働災害防止協会

会長

〇〇

〇〇

(会長印)

様式第 15 号

宣言事業場登録要件審査結果通知書

年 月 日

(事業場の名称)

(代表者の氏名) 殿

中央労働災害防止協会
教育ゼロ災推進部長

貴事業場（社）より、 年 月 日付けで申請のありましたゼロ災運動
推進宣言事業場の登録につきましては、下記の事由により登録がなされなかつ
たので通知します。

なお、 年 月 日までに、下記の事由が消滅したことを書面（関
係書類を含む）により通知していただいた場合は申請書類を再度提出してい
ただくことなく、申請することができます。

記

事由

様式第16号

ゼロ災運動推進宣言事業場登録更新申請書

年 月 日

中央労働災害防止協会 会長 殿

ゼロ災運動推進宣言事業場の登録の更新を申請しますので、ゼロ災害全員参加運動推進事業に関する規程第29条の規定に基づき、手続方お願いします。

事業場等の名称		
事業場等の所在地		〒
代表者	役職	
(事業場又は 企業の代表者)	氏名 (署名)	印

連絡担当者	役職	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

様式第17号

ゼロ災運動推進宣言事業場登録事項変更届出書

年 月 日

中央労働災害防止協会 会長 殿

ゼロ災運動推進宣言事業場としての登録事項に変更がありましたので、届け
出ます。

変更事項

事業場等の名称	旧	
	新	
事業場等の所在地	旧	〒
	新	〒

事業場等の名称				
事業場等の所在地		〒		
代表者	役職			
(事業場又は企業 の代表者)	氏名	印		
連絡 担当者		役職		
		氏名		
		電話番号		
		F A X 番号		
		メール アドレス		

様式第18号

ゼロ災運動推進宣言事業場廃止等届出書

年 月 日

中央労働災害防止協会 会長 殿

当事業場（社）は、ゼロ災害全員参加運動推進事業に関する規程第31条の規定に掲げる次の事項に該当するに至りましたので、届け出ます。

（該当項目の（ ）に○をつけてください。）

（ ）(1) 事業を廃止した

（ ）(2) 登録の要件を満たさなくなった

（ ）(3) 法人又は役員が労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反した

（ ）(4) 前3号以外の事由（ ）

事業場等の名称		印
事業場等の所在地		〒
代表者	役職	
(事業場又は 企業の代表者)	氏名 (署名)	

連絡担当者	役職	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メール アドレス	

様式第19号

ゼロ災運動推進宣言事業場取消通知書

年 月 日

(事業場の名称)

(代表者の氏名) 殿

中央労働災害防止協会
教育ゼロ災推進部長

貴事業場（社）は、ゼロ災害全員参加運動推進事業に関する規程第32条第1項に掲げる次の事由に該当し、ゼロ災運動推進宣言事業場の登録を取り消されましたので通知します。

取消事由

ゼロ災運動推進宣言事業場登録証再交付申請書

年 月 日

中央労働災害防止協会 会長 殿

下記の事由により登録証の再交付を受けたいので申請します。

(該当項目の () に○をつけてください。)

() (1) 滅失

() (2) 損傷 (交付された登録証を添付してください。)

事業場等の名称		
事業場等の所在地		〒
代表者	役職	
(事業場又は 企業の代表者)	氏名	印

連絡担当者	役職	
	氏名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	メール アドレス	

ゼロ災運動推進宣言事業場登録申請チェックリスト

1 事業場等の代表者が、人間尊重の理念に基づきゼロ災害・ゼロ疾病を実現するため、全員参加で安全と健康を先取りする職場風土づくりを目指す旨を表明していること。

番号	項 目	はい	いいえ
①	事業場等の代表者は、従業員の安全衛生に関する考え方を当該事業場等の安全衛生大会等の場で表明していますか。		
②	①の考え方には、人間尊重の理念に基づきゼロ災害・ゼロ疾病を目指し、全員参加で安全と健康を先取りする職場風土づくりを目指していることが含まれていますか。		

2 ゼロ災害全員参加運動（以下「ゼロ災運動」という。）を推進する組織が定められていること。

番号	項 目	はい	いいえ
③	ゼロ災運動の推進を担当する組織があるか、又は安全衛生管理活動の推進を担当する組織があり、その組織がゼロ災運動の推進を担当していますか。		
④	③の組織は、当該事業場等の規程、組織図等に明示されていますか。		

3 各ラインの管理者が、率先して自らゼロ災運動に取り組んでいること。

番号	項 目	はい	いいえ
⑤	各ラインでは、作業の中に安全衛生活動を組み込んでそれを実践していますか。		
⑥	各ライン管理者は、職場自主活動を率先垂範して援助していますか。		
⑦	安全衛生管理規程、安全衛生計画等の中で、ライン管理者の役割が明確に定められ、実行するよう計画されていますか。		

4 安全衛生計画が作成され、職場自主活動として危険予知活動や指差し呼称を活用した安全衛生活動を行っていること。

番号	項 目	はい	いいえ
⑧	安全衛生計画が事業場の代表者の方針及び職場の意見を反映して作成されていますか。		
⑨	従業員に危険予知活動や指差し呼称等についての教育訓練を行っていますか。		
⑩	職場自主活動として日々、短時間KY、健康KY、指差し呼称等の危険予知活動が行われていますか。		

番号	項 目	はい	いいえ
⑪	危険予知活動や指差し呼称等の教育訓練や職場自主活動について安全衛生計画等に明示されていますか。		

5 その他

番号	項 目	はい	いいえ
⑫	欠格事項には該当しませんか。		

(欠格事項)

ゼロ災運動推進宣言事業場登録申請書又は同登録更新申請書（関連資料含む。）に虚偽の記載のあることが明らかになった又はゼロ災運動推進宣言事業場としてゼロ災運動の信用を失わせる行為をしたため登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しないもの。

対象事業場の法人又は役員が、対象事業場の事業に関し、労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの。

事業場等の名称		
事業場等の所在地		〒
担当者	役職	
	氏名	

第7章 ゼロ災運動推進宣言事業場登録申請チェックリストの解説

チェックリストの各項目が求めている具体的内容は、次のとおりです。なお、()内の数字の項目は登録の要件等、○内の数字の項目はチェックリストの設問番号です。

- (1) 事業場等の代表者は、人間尊重の理念に基づきゼロ災害・ゼロ疾病を目指し、全員参加で安全と健康を先取りする職場風土づくりを目指していることを表明していること。

① 事業場等の代表者は、従業員の安全衛生に関する考え方を当該事業場等の安全衛生大会等の場で表明していますか。

(解説)

ゼロ災運動を導入し、キックオフ時等にトップが自らの言葉で安全衛生に関する考え方を表明する必要があります。なお、この場合のトップとは社長など企業のトップに限らず、工場単位の宣言のときは工場長など当該事業場のトップであれば結構です。労働組合の代表者を含め安全衛生の関係者が出席する安全衛生委員会等で理解を求め、安全衛生大会等で表明し従業員に周知することができれば理想的です。その他の周知の手段としては、文書の配布又は回覧、EメールやLANによる通知、安全衛生計画等への記載、職場への掲示、社員手帳又は社内報への掲載、年頭挨拶等が考えられます。

なお、運動の名称は事業場独自のものでも構いません。

② ①の考え方には、人間尊重の理念に基づきゼロ災害・ゼロ疾病を目指し、全員参加で安全と健康を先取りする職場風土づくりを目指していることが含まれていますか。

(解説)

トップに自らの言葉で従業員の安全衛生に関する考え方を表明することを求めていますので、チェックリストの言葉通りである必要はありません。また、趣旨に沿ったものであれば、より概念的な表現であっても構いません。

- (2) ゼロ災害全員参加運動(以下「ゼロ災運動」という。)を推進する組織が定められていること。

③ ゼロ災運動の推進を担当する組織があるか、又は安全衛生管理活動の推進を担当する組織があり、その組織がゼロ災運動の推進を担当していますか。

(解説)

事業場全体のゼロ災運動の推進を担当するための組織が明確になっていることが必要ですが、ゼロ災運動だけを担当する組織を置くことを求めるものではありません。

一般的には、安全衛生担当部署が全般的な安全衛生管理業務の一環として担当する場合が多いものと考えられますが、推進委員会のような横断的な組織を設置し、ラインの管理者が兼任することも考えられます。

④ ③の組織は、当該事業場の規程、組織図等に明示されていますか。

(解説)

③の事業場全体のゼロ災運動の推進を担当するための組織又は安全衛生担当部署がなんらかの形で明示されている必要があります。なお、必ずしもゼロ災運動又は事業場独自の運動の名称は記載されていなくても構いません。

(3) 各ラインの管理者は、率先して自らゼロ災運動に取り組んでいること。

⑤ 各ラインでは、作業の中に安全衛生活動を組み込んでそれを実践していますか。

(解説)

各ラインでは、必要に応じてミーティングの手順や作業手順の中に危険予知活動等の安全衛生活動を組み込み、それを実践している必要があります。生産活動等を行ういわゆる現場部門ではすでに行っている、事務、研究開発等を行う間接部門で行っていない場合は、それらの部門でも今後実施する予定があれば構いません。

⑥ 各ライン管理者は、職場自主活動を率先垂範して援助していますか。

(解説)

各ライン管理者は、監督者や作業者等の部下への危険予知訓練(KYT)の指導やKYTの実施結果に対するアドバイスをを行うなど、積極的に職場自主活動を援助している必要があります。

⑦ 安全衛生管理規程、安全衛生管理計画等の中で、ライン管理者の役割が明確に定められ、実行するよう計画されていますか。

(解説)

安全衛生に関しライン管理者の実施すべき事項が定められ、計画的に実行されていることが必要です。なお、安全衛生管理規程、安全衛生管理計画等は名称が異なっているものでも、そのような内容が含まれていれば構いません。

(4) 安全衛生計画が作成され、職場自主活動として危険予知活動や指差し呼称等を活用した安全衛生活動を行っていること。

⑧ 安全衛生計画が事業場の代表者の方針及び職場の意見を反映して作成されていますか。

(解説)

安全衛生計画は事業場の代表者の方針を背景に、職場のすべての人にわかりやすく、役立つ計画であることが求められています。

⑨ 従業員に危険予知活動や指差し呼称等についての教育訓練を行っていますか。

(解説)

従業員に教育訓練を行うことを求めています。新規採用、人事異動等により教育訓練が済んでいない場合は、今後全員を対象とする教育訓練が予定されていることが必要です。なお、教育訓練は事業場の実状に応じて内部で行っても外部の研修によっても、どちらでも構いません。

⑩ 職場自主活動として日々、短時間KY、健康KY、指差し呼称等の危険予知活動が行われていますか。

(解説)

全員参加でゼロ災運動を進めるためには、各職場で安全衛生の確保を自らの問題として捉えて、安全衛生活動に自主的に取り組まなければなりません。特に、危険有害作業を行う職場では、短時間KY、健康KY、指差し呼称等が日常的に行われている必要があります。

⑪ 危険予知活動や指差し呼称等の教育訓練や職場自主活動について安全衛生計画等に明示されていますか。

(解説)

⑨及び⑩の事項を計画的に実施することが安全衛生計画等に明示されている必要があります。なお、安全衛生計画等は名称が異なっているものでも、そのような内容が含まれていれば構いません。

⑫ 欠格事項には該当しませんか。

(欠格事項)

ゼロ災運動推進宣言事業場登録申請書又は同登録更新申請書（関連資料含む。）に虚偽の記載のあることが明らかになった又はゼロ災運動推進宣言事業場としてゼロ災運動の信用を失わせる行為をしたため登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの。

対象事業場の法人又は役員が、対象事業場の事業に関し、労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの。

(解説)

まず法令を遵守していることを求めているもので、法令違反があった場合は、2年間は登録できません。

JISコード都道府県番号

JIS コード	都道府県名	JIS コード	都道府県名
01	北海道	29	奈良県
02	青森県	30	和歌山県
03	岩手県	31	鳥取県
04	宮城県	32	島根県
05	秋田県	33	岡山県
06	山形県	34	広島県
07	福島県	35	山口県
08	茨城県	36	徳島県
09	栃木県	37	香川県
10	群馬県	38	愛媛県
11	埼玉県	39	高知県
12	千葉県	40	福岡県
13	東京都	41	佐賀県
14	神奈川県	42	長崎県
15	新潟県	43	熊本県
16	富山県	44	大分県
17	石川県	45	宮崎県
18	福井県	46	鹿児島県
19	山梨県	47	沖縄県
20	長野県		
21	岐阜県		
22	静岡県		
23	愛知県		
24	三重県		
25	滋賀県		
26	京都府		
27	大阪府		
28	兵庫県		

申込み先・問い合わせ先

中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

TEL 03-3452-6257 FAX 03-3453-3449

E-Mail zerosai@jisha.or.jp

ホームページ <https://www.jisha.or.jp/>

北海道安全衛生サービスセンター

〒064-0191 北海道札幌市中央区南 19 条西 9-2-25

TEL 011-512-2031 FAX 011-512-9612 E-Mail hokkaido@jisha.or.jp

東北安全衛生サービスセンター

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉 1-3-34

TEL 022-261-2821 FAX 022-261-2826 E-Mail tohoku@jisha.or.jp

関東安全衛生サービスセンター

〒108-0014 東京都港区芝 1-15-5 リオテック芝ビル 5F

TEL 03-5484-6701 FAX 03-5484-6704 E-Mail kanto@jisha.or.jp

中部安全衛生サービスセンター

〒456-0035 愛知県名古屋市熱田区白鳥 1-4-19

TEL 052-682-1731 FAX 052-682-6209 E-Mail chubu@jisha.or.jp

中部安全衛生サービスセンター北陸支所

〒930-0857 富山県富山市奥田新町 8-1

TEL 076-441-6420 FAX 076-441-4641

近畿安全衛生サービスセンター

〒550-0001 大阪府大阪市西区土佐堀 2-3-8

TEL 06-6448-3450 FAX 06-6448-3477 E-Mail kinki@jisha.or.jp

中国四国安全衛生サービスセンター

〒733-0003 広島県広島市西区三篠町 3-25-30

TEL 082-238-4707 FAX 082-238-4716 E-Mail chusiko@jisha.or.jp

中国四国安全衛生サービスセンター四国支所

〒760-0017 香川県高松市番町 3-3-17 第一讀機ビル 2F 北側

TEL 087-861-8999 FAX 087-831-9358

九州安全衛生サービスセンター

〒812-0008 福岡市博多区東光 2-16-14

TEL 092-437-1664 FAX 092-437-1669 E-Mail kyushu@jisha.or.jp

お近くの労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)、地区労働基準協会(支部)でも登録、更新の手続きができます(一部の協会(連合会)、支部では行っておりません)。